

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 規則

ページ

- 北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則【港湾空港局港営部港営課】 3

### ◇ 告示

- 通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法【建設局総務部管理課】 4
- 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を車両制限令に規定する重量及び長さとする道路の指定及び当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法【建設局総務部管理課】 6
- 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】 13

### ◇ 公告

- 北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の変更の認可【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 14
- 北九州市町上津役土地区画整理組合の定款の変更の認可【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】 15

### ◇ 雑報

- 国際海上コンテナ車の重量及び長さの最高限度を車両制限令に規定する重量及び長さとする道路の指定及び当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法【福岡北九州高速道路公社総務部総務課】 16

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

消費税法及び福岡県税条例の一部改正に伴い、臨港交通施設の鉄道の一般使用のうち、市が管理する臨港鉄道以外の鉄道で動力車を使用した場合の使用料について、動力車作業キロ程100メートルまでごとに1往復につき252円とすることにしました。

この規則は、令和元年10月1日から施行することにしました。

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和元年 7 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 0 号

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市港湾施設管理条例施行規則（昭和 5 2 年北九州市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「2 4 8 円」を「2 5 2 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 1 の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市告示第 136 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年 7 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
3	国道 3 号	北九州市門司区清滝二丁目 690 番 3 地先から 北九州市門司区片上町 458 番 4 地先まで
505	市道栄町 1 号線	北九州市門司区栄町 50 番 2 地先から 北九州市門司区栄町 266 番 1 地先まで
2012	市道新門司 6 号線	北九州市門司区新門司三丁目 37 番地先から 北九州市門司区新門司三丁目 59 番地先まで
535	市道西港町 2 号線	北九州市小倉北区西港町 15 番 24 地先から 北九州市小倉北区西港町 1000 番 24 地先まで

2 指定する期日 令和元年 7 月 31 日

3 通行方法

第 1 項で指定する道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行すること。道路に隣接する施設等に出入りするために、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、縦の長さ0.12メートル以上横の長さ0.23メートル以上又は縦の長さ0.23メートル以上横の長さ0.12メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、道路情報を収集し、あらかじめ上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北九州市告示第137号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を同項に規定する重量及び長さとする道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路線名	区間
3	国道3号	北九州市門司区東本町一丁目6番24地先から 北九州市小倉北区砂津一丁目323番9地先まで
199	国道199号	北九州市門司区西海岸二丁目7番4地先から 北九州市八幡西区美吉野町1164番53地先まで
495	国道495号	北九州市若松区白山一丁目433番7地先から 北九州市若松区大字頓田2775番1地先まで
25	県道門司行橋線	北九州市門司区丸山二丁目1201番1地先から 北九州市門司区春日町945番4地先まで
		北九州市門司区大字猿喰859番1地先から 北九州市小倉南区葛原東三丁目1258番1地先まで
50	県道八幡戸畑線	北九州市八幡東区東田四丁目1番101地先から

		北九州市戸畑区幸町 1 1 番地先まで
5 1	県道曾根鞆ヶ谷線	北九州市小倉南区津田新町三丁目 8 2 2 番 2 4 地先から 北九州市小倉南区津田新町三丁目 8 2 4 番 5 地先まで
7 1	県道新門司港大里線	北九州市門司区大字畑 3 9 9 番 1 地先から 北九州市門司区大里戸ノ上一丁目 4 7 8 3 番 4 地先まで
7 2	県道黒川白野江東本町線	北九州市門司区黒川東一丁目 1 0 0 3 番 1 から 北九州市門司区白野江二丁目 2 3 4 4 番 9 地先まで
		北九州市門司区新開 1 0 7 番 1 0 から 北九州市門司区東門司一丁目 2 番 1 地先まで
2 7 1	県道下到津戸畑線	北九州市小倉北区下到津一丁目 1 2 8 番 3 地先から 北九州市小倉北区下到津一丁目 1 9 2 番 1 地先まで
2 7 7	県道頓田二島線	北九州市若松区大字頓田 2 7 7 5 番 1 地先から 北九州市若松区畠田三丁目 4 番 1 2 1 地先まで
2 7 9	県道本城熊手線	北九州市八幡西区本城東一丁目 1 0 2 番 2 3 地先から 北九州市八幡西区大字熊手 2 4 4 0 番 1 地先まで
5 0 5	市道栄町 1 号線	北九州市門司区栄町 5 0 番 2 地先から 北九州市門司区栄町 2 6 6 番 1 地先まで
5 1 0	市道吉志新門司 1	北九州市門司区吉志一丁目 1 7 6 0 番 1

	号線	2 地先から 北九州市門司区新門司三丁目 2 2 番地先 まで
5 1 7	市道大積柄杓田 1 号線	北九州市門司区大字大積 6 3 8 番 4 地先 から 北九州市門司区大字柄杓田 5 5 2 番 3 地 先まで
5 1 8	市道柄杓田伊川 1 号線	北九州市門司区大字柄杓田 9 4 8 番 7 地 先から 北九州市門司区新門司一丁目 1 7 番地先 まで
5 1 9	市道新町井ノ浦線	北九州市門司区松原二丁目 6 5 0 9 番 5 地先から 北九州市門司区大里新町 2 0 5 番 7 地先 まで
7 0 5	市道大字田野浦 1 号線	北九州市門司区大字田野浦 1 2 0 9 番 1 地先から 北九州市門司区大字田野浦 1 0 6 4 番 9 地先まで
7 3 7	市道寺内大里戸ノ 上 1 号線	北九州市門司区寺内三丁目 8 番 4 地先か ら 北九州市門司区大里戸ノ上三丁目 1 3 番 1 地先まで
2 0 0 7	市道新門司 1 号線	北九州市門司区新門司一丁目 1 5 番 1 地 先から 北九州市門司区新門司一丁目 1 9 番 7 地 先まで
2 0 1 2	市道新門司 6 号線	北九州市門司区新門司三丁目 3 7 番地先 から 北九州市門司区新門司三丁目 5 9 番地先 まで
3 0 5 5	市道清滝西海岸 1	北九州市門司区清滝二丁目 6 9 0 番 3 地

	号線	先から 北九州市門司区西海岸二丁目7番4地先 まで
3059	市道老松町長谷1 号線	北九州市門司区栄町266番1地先から 北九州市門司区長谷一丁目1613番1 地先まで
517	市道明和町宇佐町 1号線	北九州市小倉北区明和町67番19地先 から 北九州市小倉北区宇佐町一丁目208番 16地先まで
534	市道西港町1号線	北九州市小倉北区西港町9番17地先か ら 北九州市小倉北区西港町121番1地先 まで
535	市道西港町2号線	北九州市小倉北区西港町15番24地先 から 北九州市小倉北区西港町1000番24 地先まで
542	市道清水下到津1 号線	北九州市小倉北区清水二丁目59番1地 先から 北九州市小倉北区下到津五丁目68番1 地先まで
3182	市道都下到津3号 線	北九州市小倉北区都一丁目1887番1 4地先から 北九州市小倉北区下到津三丁目1202 番3地先まで
534	市道德力葛原線	北九州市小倉南区津田新町三丁目822 番4地先から 北九州市小倉南区葛原東三丁目1258 番1地先まで
535	市道湯川飛行場線	北九州市小倉南区湯川五丁目863番5 地先から

		北九州市小倉南区葛原東一丁目1040番1地先まで
5910	市道空港北町1号線	北九州市小倉南区空港北町6番地先から 北九州市小倉南区空港北町6番地先まで
512	市道二島片山1号線	北九州市若松区二島五丁目8番110地先から 北九州市若松区片山一丁目6番106地先まで
3603	市道安瀬戸畑1号線	北九州市若松区北浜一丁目1番16地先から 北九州市戸畑区大字戸畑255番8地先まで
1993	市道枝光39号線	北九州市八幡東区東田四丁目1番107地先から 北九州市八幡東区東田五丁目1番103地先まで
2056	市道東田前田2号線	北九州市八幡東区東田二丁目2番121地先から 北九州市八幡東区大字前田1258番1地先まで
535	市道本城1号線	北九州市八幡西区本城三丁目1番122地先から 北九州市八幡西区本城一丁目20番108地先まで
6614	市道金剛58号線	北九州市八幡西区金剛二丁目608番5地先から 北九州市八幡西区金剛一丁目931番2地先まで
1275	市道新池25号線	北九州市戸畑区新池三丁目5104番5地先から 北九州市戸畑区新池三丁目5102番2まで

2 指定する期日 令和元年7月31日

3 通行方法

第1項で指定する道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折、右折又は直進の禁止

ア 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第3欄の道路に入らないこと。

第1欄	第2欄	第3欄
国道199号	戸畑区新池三丁目 (幸町交差点)	市道新池25号線
市道徳力葛原線	小倉南区葛原東四丁目 (寺迫口北交差点)	市道湯川飛行場線

イ 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を右折して第3欄の道路に入らないこと。

第1欄	第2欄	第3欄
国道199号	小倉北区西港町 (西港町交差点)	市道西港町1号線
市道湯川飛行場線	小倉南区葛原東四丁目 (寺迫口北交差点)	市道徳力葛原線

ウ 次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を直進して第3欄の道路に入らないこと。

第1欄	第2欄	第3欄
県道八幡戸畑線	戸畑区新池三丁目 (幸町交差点)	市道新池25号線

(2) 交差点における左折に当たっての誘導

次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点を左折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定する車両等をいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておくこと。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
国道 3 号	門司区大里戸ノ上一丁目 (大里戸ノ上交差点)	県道新門司港大里線
国道 4 9 5 号	若松区白山一丁目 (若松駅前交差点)	国道 1 9 9 号

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないこと。

北九州市告示第 138 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 58 年北九州市告示第 78-10 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 7 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1.1 港湾環境整備施設の緑地の表の洞海の項中

響灘 4 号緑地	若松区響町一丁目	53, 532.42	を に
響灘 5 号緑地	若松区響町一丁目	76, 943.67	

改める。

北九州市公告第 2 1 1 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、北九州市町上津役土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 7 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 組合の名称  
北九州市町上津役土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施行地区  
北九州市八幡西区町上津役東一丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
北九州市八幡西区町上津役東二丁目 2 番 1 3 号
- 5 設立認可の年月日  
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日
- 6 変更認可の年月日  
令和元年 7 月 3 1 日

北九州市公告第 2 1 2 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、北九州市町上津役土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 7 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 組合の名称  
北九州市町上津役土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで
- 3 施行地区  
北九州市八幡西区町上津役東一丁目の一部
- 4 事務所の所在地  
北九州市八幡西区町上津役東二丁目 2 番 1 3 号
- 5 設立認可の年月日  
平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日
- 6 変更認可の年月日  
令和元年 7 月 3 1 日

## 福岡北九州高速道路公社公告第2号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第1項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を同項に規定する重量及び長さとする道路を次のとおり指定し、併せて、道路整備特別措置法施行令第19条第1項及び車両制限令第10条第2項の規定に基づき、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月31日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 山中 義之

### 1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
市道北九州高速1号線	長野出入口から 下到津出入口まで
市道北九州高速2号線	小倉駅北出入口から 若戸出入口まで
市道北九州高速3号線	愛宕ジャンクションから 東港ジャンクションまで
市道北九州高速4号線	春日出入口から 馬場山出入口まで (富野出入口、足立南出口、足立北入口を除く。)
市道北九州高速5号線	枝光出入口から 大谷ジャンクションまで

2 指定する期日 令和元年7月31日

### 3 通行方法

第1項で指定する道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の表の第1欄の道路から第2欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他2以上の道路が交わる場合における当該2以上の道路の交わる部分をいう。）を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定する車両等をいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておくこと。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
県道門司行橋線	門司区春日町（春日入口門司インターチェンジ側）	市道北九州高速 4 号線